

広報 KASHIBA
かしば

10

2012.10.22
No.544



特集

決算からみた

香芝市の財政事情



今月の表紙

市の財政は、今やコンピュータで管理し、作業はスムーズになっていますが、ほんの20年ほど前までは、伝票は電卓とペンを片手に手書き作業でした。表紙のゴム印は、その時大活躍したアイテムのひとつです。

紙のゴム印は、その時大活躍したアイテムのひとつです。



ひとの動き

—9月末日現在—

人口	77,356人（前月比+12人）
男	37,126人（前月比+10人）
女	40,230人（前月比+2人）
世帯数	28,678世帯（前月比+26世帯）

まちかどリポーター



穴虫地区を散歩していると、とってもかわいい屋根の装飾を発見！

よく見ると、他の家にもちらほらと、布袋さんや恵比寿さんが装飾されていました。

近所のかたにお話をうかがうと、「厄除けと福寄せ」で、昔はよく装飾されていたのだそうです。

★リポーター：K.Y

CONTENTS

もくじ



市政トピックス…………… 3

- ①市が太陽光発電の設置を応援します
- ②節電効果を報告します

特集…………… 5

決算からみた香芝市の財政事情

土地開発公社の解散について①…………… 8

ストップいじめ！その①学校では…………… 10

ふおと☆かしば…………… 11

- ❶長寿を祝って敬老会、❷ドライビング・スクール

マイヘルスマイライフ…………… 12

正しく実践！インフルエンザ予防

みんなの国保…………… 13

医療費が高額になったとき

消防だより…………… 14

秋の火災予防週間、11月9日は119番の日

市民ペンリレー/ てんいち先生…………… 15

市ホームページでも広報かしばをご覧ください。

URL <http://www.city.kashiba.lg.jp>

「録音ボランティア山びこ」による音訳広報があります。

詳しくは社会福祉協議会ボランティアセンターへ。

☎76-7179

次回発行は、お知らせ版 11月5日（月） 広報かしば 11月21日（水）

わが家に太陽光発電を！ 市が太陽光発電の設置を応援します



▼問合先 市役所生活環境課 ☎内線 132・133

エコファーストかしば

太陽から無限に得ることができ、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出しないことなどから、低炭素社会づくりの中で活用が期待されている太陽光エネルギー。そして、その太陽光エネルギーから電気をつくる「太陽光発電システム」は、私たちの家庭にも普及してきています。そこで、市では、環境にやさしいまちづくりを推進するため、今年度より、太陽光発電システムを設置されたかたを対象とした補助金制度を開始します。

これを機会に、あなたの家にも太陽光発電システムを設置しませんか。

制度を利用するには…

補助金額

補助金の交付は、同一の住宅につき1回限りです。

①居住している住宅に未使用品の住宅用太陽光発電システムを設置したかた

・市内業者と契約した場合…5万円

・市外業者と契約した場合…3万円

②太陽光発電システムが設置された新築住宅を購入し、居住したかた

・市内業者と契約した場合…5万円

・市外業者と契約した場合…3万円

対象

以下の要件を全て満たしているかた
①自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置したかた、または設置された新築住宅を購入したかた（店舗等商業施設を兼ねた住宅及び共同住宅は対象外です）

②市内に住民登録のあるかた

③平成24年11月1日以降、平成25年2月28日までに国（J-PEC）の太陽光発電システム補助金の交付決定を受けたかた

④市税などに滞納がない世帯に属するかた

申請期間

平成24年11月1日（木）～平成25年3月29日（金）

ただし、予算の範囲を超える日をもって受付を終了します。

*土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は除く。

申請方法

申請書と必要書類（*）を生活環境課まで直接ご持参ください。

〔受付時間…午前9時～午後5時〕

*申請書は、生活環境課または市ホームページにあります。必要書類については、生活環境課へ問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

おおまかな流れ

- ①設置工事後、国の補助金交付決定を受ける
- ↓
- ②市へ申請書等を提出
- ↓
- ③市が審査し、交付決定通知書を送付
- ↓
- ④市へ請求書を提出
- ↓
- ⑤市が指定口座に振込



ご協力ありがとうございました。

エコファーストかしば

節電効果を報告します。

市役所夏の節電対策2012

今夏、7月1日から市が積極的に取り組んできた夏の節電対策期間が、9月30日をもって、終了しました。

平日の市役所庁舎の一部閉庁など、初の試みもあり、市民のみなさんにもご協力いただき、ありがとうございました。

【今夏限定の取り組み】

①市役所を一部閉庁しました

電力需要が最大と見込まれる7月下旬2日間と、お盆明けの平日2日間、市役所を一部閉庁しました。

②昼休みの休憩時間を変更しました

期間中、通常正午～午後1時の昼休みの休憩時間を午後1時～2時とし、ピーク時需要電力量の削減に努めました。

③時間外勤務を減らしました

夜間電力消費を抑えるため、期間中の時間外勤務の削減努力に努めました。



市民のみなさんのご協力のもと、この3か月の市内公共施設全体の節電効果は、平成22年度に比べ15.3%削減、市役所庁舎は32.1%削減することができました。

	消費電力(kwh)			削減率	
	H22	H23	H24	対H22	対H23
庁 舎	194,228	136,563	131,799	-32.1%	-3.5%
市内公共施設全体*	2,017,707	1,743,317	1,708,297	-15.3%	-2.0%

* 庁舎、総合福祉センター、ふたかみ文化センター、学校などの計19施設

◎秋以降の取り組みについて

- ・未使用スペースの消灯徹底
- ・昼休みの原則消灯
- ・庁舎・総合福祉センターのエレベーター1基を運転休止
- ・ウォームビズを実施し、暖房費の削減 など

通常の節電対策は、今後も継続していきます。
ご理解とご協力をよろしくお願いします。

* なお、10月1日より昼休みの時間を通常どおり正午～午後1時となっています。



▼問合先 市役所生活環境課 ☎内線133

平成23年度

決算からみた 香芝市の財政事情



本市には、一般会計・特別会計・水道事業会計があります。
その中でも一般会計は、行政運営の基本的な事業のための会計で、
市の根幹となる「お財布」です。

市民のみなさんから納めていただいた税金などが、どのように使われ
市の財政が運用されているか、平成23年4月から平成24年3月までの1年間に、
どれだけのお金が入り(歳入)どのように使われたのか(歳出)、市の財政を
見てみましょう。＊各数値は、端数処理をしています。

▼問合せ先 市役所財政課 ☎内線331・332

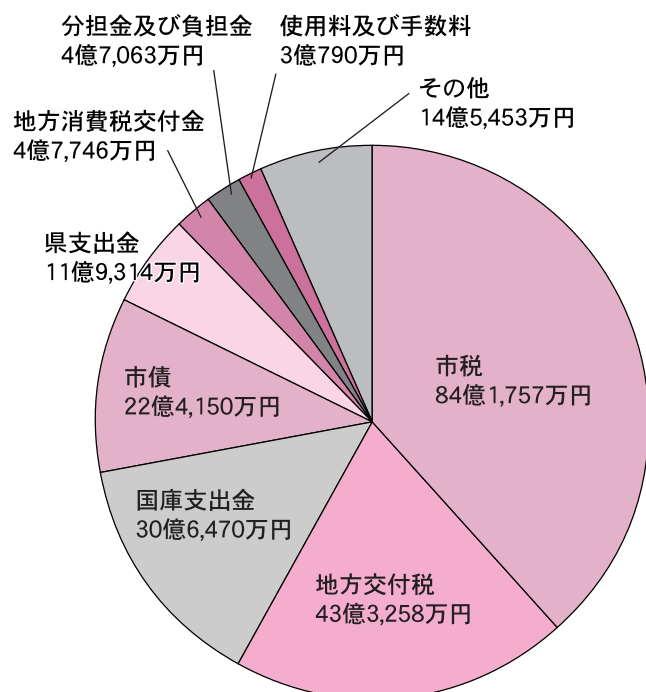
市のお金はどのように使われているの？



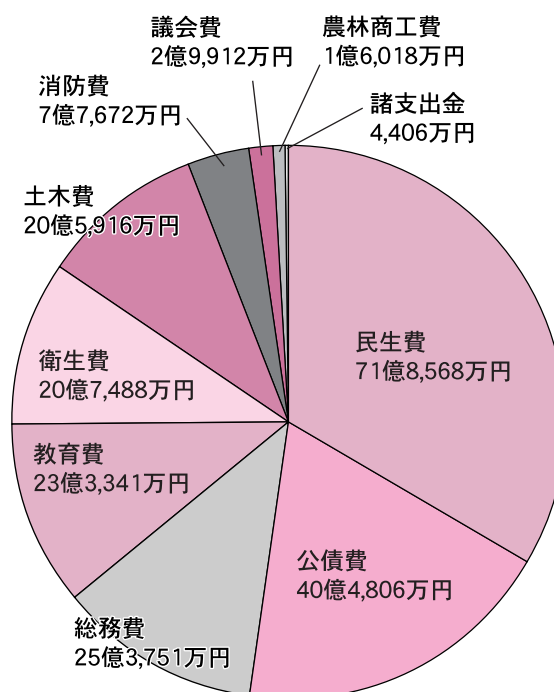
一般会計

福祉や教育、消防、道路建設などの行政運営の
基本的な事業の会計

歳入 219億6,001万円



歳出 215億1,878万円

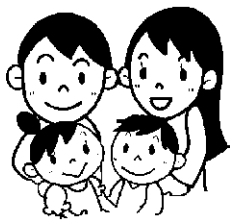


特別会計

歳入 122億 523万円
歳出 119億9,579万円
国民健康保険、下水道事業など
特定の事業を行うための会計

水道事業会計

収益的収入 16億7,687万円
支出 16億9,766万円
上水道事業に関する会計



市民一人あたりの決算額は？

市の財政をより身近に感じていただけるように、平成23年度の一般会計を一人あたりの金額に置き換えてみました。

収入

285,506円

このうち、
みなさんからいただいた**市税**
109,438円

区 分	金 額
市民税	56,004円
（個人）	52,080円
（法人）	3,925円
固定資産税	47,832円
軽自動車税	1,284円
市たばこ税	4,318円



支出

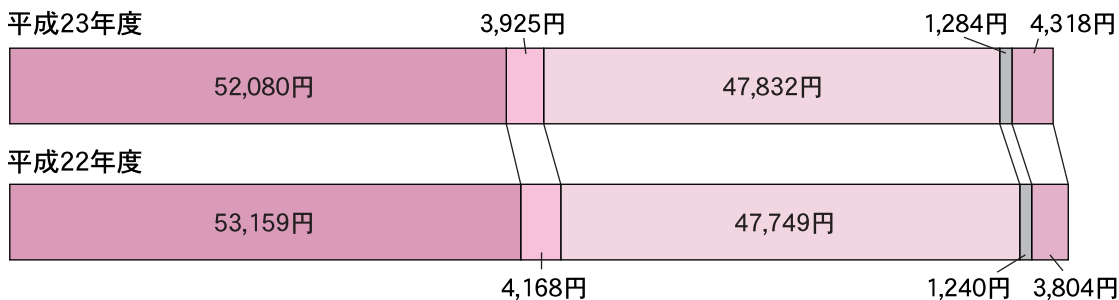
278,860円

区 分	金 額
民 生 費	93,422円
公 債 費	52,630円
総 務 費	32,991円
教 育 費	30,337円
衛 生 費	26,976円
土 木 費	26,772円
消 防 費	10,098円
議 会 費	2,979円
農林商工費	2,083円
諸 支 出 金	573円

算出基礎人口76,916人（H24.3.31現在）

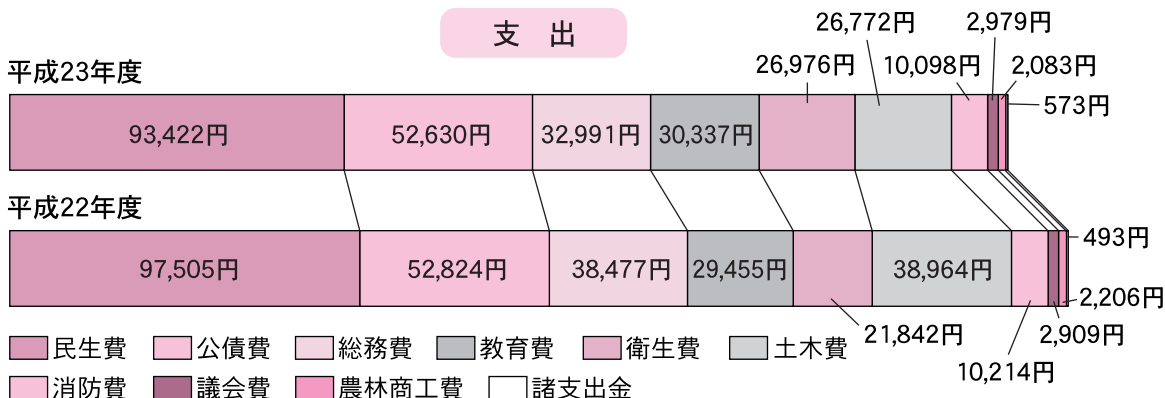
平成22年度との比較

市 税



■ 市民税(個人) ■ 市民税(法人) ■ 固定資産税 ■ 軽自動車税 ■ 市たばこ税

支 出



■ 民生費 ■ 公債費 ■ 総務費 ■ 教育費 ■ 衛生費 ■ 土木費 ■ 消防費 ■ 議会費 ■ 農林商工費 ■ 諸支出金

平成22年度と比べると、市税は681円の減で、主に市民税（個人）が減っています。支出は16,029円の減となっています。



財政健全度からわかる財政状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政破綻を未然に防ぐため2段階の基準により、下記のとおり財政状況のチェックをしています。

香芝市の財政状況は大丈夫？



香芝市は基準を全てクリアしています

しかし、財政状況が厳しいことには変わりはなく、これからも財政健全化に取り組んでいきます。

早期健全化基準
(この値を超えると
イエローカード)

財政再生基準
(この値を超えると
レッドカード)

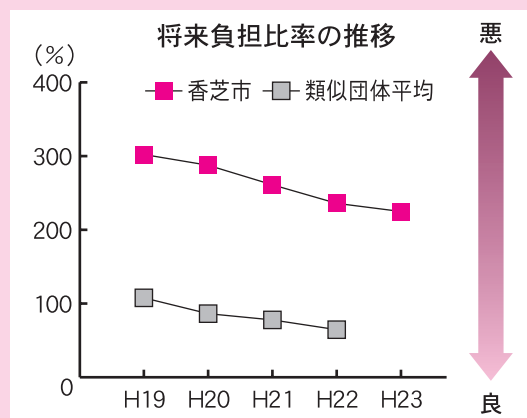
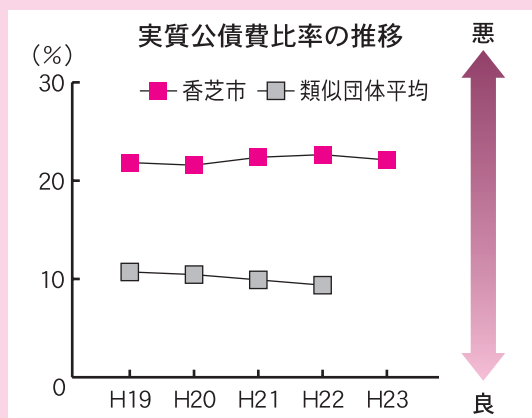
●健全化判断比率

		健全化団体	早期健全化団体	財政再生団体	
①実質赤字比率 …一般会計等の一年間の会計に占める赤字の割合	—	0.0% (赤字が生じていないためクリア)	12.89%~	20%~	財政悪化
②連結実質赤字比率 …一般会計+特別会計+水道事業会計等市のすべて会計を合算した一年間の会計に占める赤字の割合	—	0.0% (赤字が生じていないためクリア)	17.89%~	40%~	
③実質公債費比率 …一年間の収入に占める借入金(地方債)の返済にかかる割合	22.1%	0.0%	25%~	35%~	
④将来負担比率 …借入金(地方債)や今後の負担の見込み等の残高を表す割合	218.1%	0.0%	350%~		

各公営企業会計(水道事業・下水道事業)

⑤資金不足比率 …公営企業ごとの事業の規模に対する資金不足額の割合	—	0.0% (水道事業・下水道事業ともに資金不足額が生じていないためクリア)	経営健全化基準 20.00%	財政悪化
--------------------------------------	---	--	----------------	------

自治体の財政の健全度を表す4つの指標上は、いずれも早期健全化基準を超えていませんでした。しかし、「実質公債費比率」と「将来負担比率」は類似団体平均よりも高い比率となっていますので、引き続き、市債発行額を元金償還額以下に抑制することに取り組むなど、財政規律を守りながら施策を展開していく必要があります。



* 類似団体…人口や産業構造などによって全国の市町村を35種類に分類した際、同じグループに属する団体のことをいいます。

土地開発公社の解散について ①

平成24年9月議会において、平成24年度末をもって「香芝市土地開発公社」を解散させることを決定いたしました。

今月号、来月号の2回にわたり、公社のこれまでの取り組みや解散に至った経緯などについて、お知らせします。

◆公社設立の経緯と背景

昭和40年代の高度経済成長の影響を受けて全国的な都市化が進展してきたことに伴い、土地の価格(地価)の高騰や土地の取得が難しくなるといった問題が生じてきたことから、国は昭和47年に「公有地の拡大の推進に関する法律」を制定し、土地開発公社による公共事業用地の機動的な取得を推進しました。

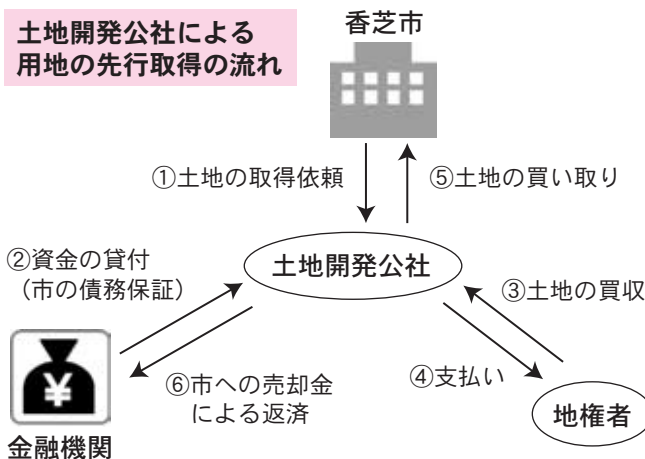
また、「日本列島改造論」に伴う土地対策により土地開発公社の業務内容の拡大なども行われました。

このような時代背景の中、公共事業用地として土地を先行取得することを目的として、昭和49年に香芝町土地開発公社以下、「公社」という)は設立されました。

☆土地開発公社とは何か

土地開発公社とは、法律に基づいて地方公共団体が100%出資して設立する特別法人のことです。その主な目的は、金融機関などから借り入れた資金をもとに、地方公共団体からの依頼に基づいて公共用地の先行取得を行うことにあります。地方公共団体が事業を実施する際には取得経費を支払って、土地開発公社から用地を買い取ります。

土地開発公社による用地の先行取得の流れ



香芝市民の皆さまへ

この度私は、香芝市にとって長年の課題となっていました土地開発公社の多額の負債について、新たな国の制度を活用し、公社を解散する決断をいたしました。

本市が、都市としてのふさわしいまちづくりに取り組むにあたり、公社は大きな役割を果たしてまいりました。しかし一方で、多額の損失を抱えることにも繋がりました。今、公社を解散し、損失の処理を早急に実行することこそが、市民の皆さまにとって、一番の得策であると私は考えました。検討委員会から提言をいただき、国や県とも協議を重ねてきました結果、国の特例債を活用できる見通しがたったことを受けて、このような判断に至りました。

公社の解散は、香芝市にとって本当に大きな問題ではありますが、一番重要なのは、負担を将来に先送りせず、計画的に返済することであり、それが本市の安定的な財政運営にも寄与します。また、将来の負担を最小限にとどめる効果もあり、本市にとって、最善の選択であると考え、苦渋の判断をした次第です。

市民の皆さまには、新たな負担をお願いすることになり、誠に申し訳なく思っております。私は、これを契機に更なる行財政改革に取り組み、全国に誇れるまちづくりに努力し続けることをお誓い申し上げます。

香芝市長 吉田 弘明

◆ 公社の果たしてきた役割

市の事業を円滑に進め、地価が上昇する前に迅速に土地を取得するために、公社は活用されてきました。

特に昭和50年代からの人口急増に合わせて公共投資が大幅に増加し、中小学校の新增設、図書館や博物館などの文化施設や総合福祉センターの新設、都市計画道路や公園及び下水道といったインフラ整備が急務となる中で、公社はその機動力を活かし、市の社会資本整備に大きく貢献してきました。

◆ 経済情勢の変化

一方、平成3年にはバブル経済の崩壊に伴い、上昇傾向にあった地価は下落を始め、公社の保有地の地価についても取得時よりも低下し、取得時に借入れた借入金額を下回るという事態が起こってきました。

また、大規模な公共事業も減少していき、市の財政状況から公社保有地の買い戻しも計画通りに進まず、長期保有地が増加することとなりました。

しかしながら、こうした地方の状況とは対照的に、景気浮揚対策の一環として国による公共用地取得の積極的な推進は継続して行われ、結果、本市のみならず全国的にも土地開発公社の経営状況は悪化していきました。

◆ 経営改革の取り組み

公社の経営について改善を行うため、本市は平成12年度に外部有識者からなる「香芝市土地開発公社保有地検討委員会」を設置し、諸施策の提言を受け、一部保有地での有料駐車場の運営を行うなどの取り組みを行いました。

また、平成16年度には「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」を全国でもいち早く策定し、平成17年度からの5カ年計画により公社の経営の健

全化に取り組むなど、健全化は計画以上に進み、債務は減少したものの、抜本的な改革には至らず、依然として公社の経営は厳しい状況が続きました。

◆ 公社の解散について

このような公社の経営状況の悪化は全国的にも大きな問題であり、平成21年度に国は解散も視野に入れた土地開発公社の抜本的な改革を行うよう通知を行い、平成25年度までの時限措置と

して、土地開発公社を含む第三セクター等の整理に必要な一定の経費について、議会の議決などの手続きを経て地方債の発行を認める「第三セクター等改革推進債」を設けました。

そこで、本市においても平成23年9月に外部有識者からなる「香芝市土地開発公社経営検討委員会」を設置し、経営状況等の分析評価や、存廃を含めた抜本的な経営改善策について検討が行われ、平成24年2月に「公社は一定の役割を終えており、今後の市の財政負担を最小限にするため、時機を逸することなく第三セクター等改革推進債を活用して公社の解散を速やかに行うべきである」との提言を受けました。

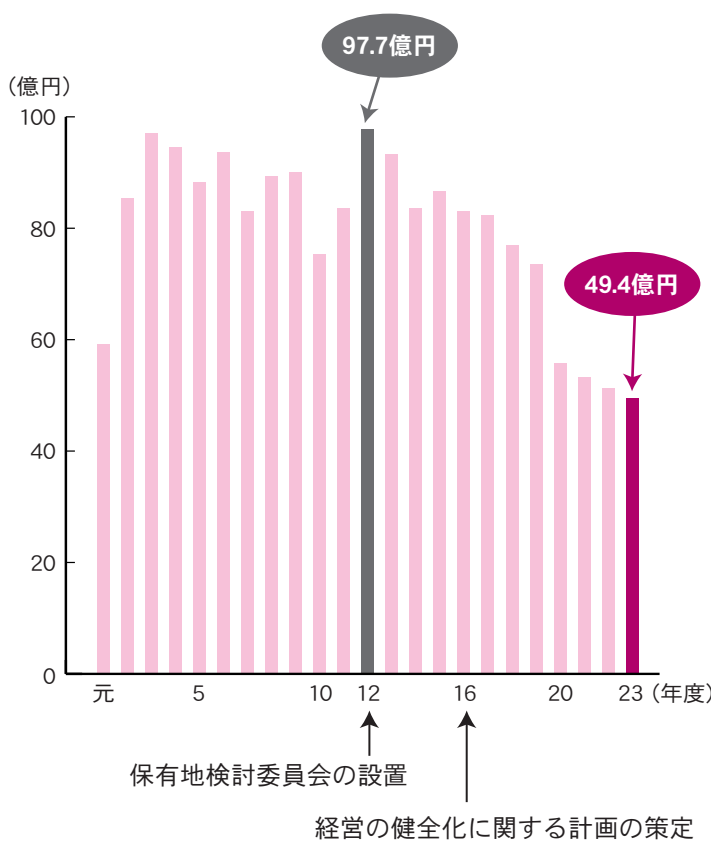
これらを踏まえ、市の財政状況などを総合的に勘案した結果、第三セクター等改革推進債を活用して公社の負債を市が肩代わりすることにより公社を解散する関連議案を9月の市議会に提出し、平成24年度末をもって解散することが議決されました。

来月号では、解散に伴う財政的な効果や解散の流れなどをご説明します。

▼問合先 市役所財政課

☎ 内線331・332

公社の金融機関からの借入金額の推移



その① 学校では

昨今、いじめを苦にした児童生徒の自殺が全国で相次いで発生し、大きな社会問題となっています。
 子どもが自らの命を絶つということは、理由を問わずあつてはならないことです。
 いじめは重大な人権侵害で、決して許されるものではありません。しかし、どの学校でも、どの子どもにも起こりえる問題なのです。
 今一度、学校で、ご家庭で、いじめについて話し合い、そして、みんなで一緒に考えていくことがいじめをなくす第一歩です。
 今回は学校での取り組みをご紹介します。



毎年実施 「いじめに関するアンケート」

市内各小・中学校では、いじめを早期発見し、適切な対応を図っていくことを目的に、毎年7月に全児童生徒を対象に「いじめに関するアンケート」を実施しています。一人ひとりから学校生活での自分にかかわる問題や周囲の仲間に関する情報収集に努め、学校や学級で「いじめはないか」の点検を行っています。気になる内容があった場合は、担任を中心に話を聞くと同時に対応にあたっています。

さらに、今年度は9月上旬に2回目のアンケートを行いました。アンケート内容は、各学校から「学校だより」にて保護者のみなさんにお知らせしています。

アンケート結果から…

今年度4月以降に児童生徒が「いじめ」を受けたと感じた事案は、市内小中学校で669件(市内全児童生徒数の約8.4%)あり、そのうち解消、解決されている事案は約83%でした。

主な内容

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- 軽くぶつかられる、蹴られる
- 仲間はずれ、無視 ●物を隠される など

解消、解決した事案についてはいねいに経過観察し、再発防止に努めていき、残る事案については、早期解決に向けて全力で取り組んでいるところです。

さらに… いじめの未然防止に取り組んでいます。

各学校では、「いじめは人間として絶対に許されない人権侵害である」ことを学校の基本的な姿勢として、子どもの発するささいなサインを見逃すことなく、日々点検を行っています。学習活動では、道徳教育の充実を図り、子どもたちの中に規範意識や思いやりの心を醸成することを重視するとともに、コミュニケーション活動や子どもの主体的な活動の推進に努めるなど、いじめの未然防止、いじめを許さない学校・魅力ある楽しい学校づくりに取り組んでいます。

しかし、いじめのサインは見えにくく、深刻な状況に陥るまで周囲の人たちが気づかない事態も起こり得ます。いじめの発見には家庭・地域の協力が必要です。

もしかしたら いじめ?
 と感じたら…

- ★学校に相談してください
- ★教育委員会でも相談をお受けします。

【問合先】

学校教育課 内線 4 4 5
 青少年センター TEL 7 8 - 6 6 6 1

I

笑顔であふれる記念の一日に 長寿を祝って敬老会



おと★かしば



9月17日(月・祝)、多くのかたが集まれる中、モナミホールで、敬老会を開催しました。

式典では、吉田市長をはじめ、来賓のみなさんから祝いのことばが述べられました。また、今年176人のかたが米寿を迎えられ、代表者が記念品の目録を受け取られました。

式典の後には記念イベントとして、市川富美雄一座による大衆演劇、春奈佑果歌謡ショー、最後にザ・ぼんちの漫才が行われました。会場いっぱい笑い声と拍手が響き渡り、終始なごやかな雰囲気につつまれました。



II

ペーパードライバーが再チャレンジ！ ドライビング・スクール

車庫入れは
むずかしい！



9月25日(火)、かしば自動車学校でペーパードライバーや高齢者のかた30名が、自動車運転の講習を受けました。正しい運転技術を思い出して安全運転をしていただくために、市が毎年開催している教室です。

最初は、S字カーブや段差の走行、直進すらソロソロと不安そうようすでしたが、慣れてくると、一般道路の走行や車庫入れの練習にも積極的にチャレンジしていました。終了時には「怖かったけど楽しかった！」「少し自信がついた。」と、みなさん笑顔で語り合っていました。



がんばって
乗ってみようかな

定年を期にペーパードライバーを返上しようと思い参加しました。目標は北海道の大地を自分の運転でドライブすることです。

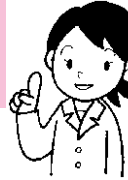
正しく実践！インフルエンザ予防

インフルエンザが流行する季節に入りました。インフルエンザの感染力は非常に強く、人から人へと感染し、広がっていきます。みなさんは、きちんと予防対策を実践していますか？□欄にチェックを入れていき、確認してください。インフルエンザに感染しないように、この冬を元気に過ごしましょう。

□流行前のワクチン接種

ワクチンを接種する時期は？

10月中旬～
12月上旬



インフルエンザワクチンは、かかった場合の重症化防止に有効と報告されています。ワクチン接種の効果は、接種後2週目ごろから5か月間程度持続しますので、流行する前に受けておくといでしょう。

*本市では、高齢者インフルエンザ予防接種の費用の補助があります。詳しくは保健センターへ問い合わせください。



□人混みを避け、マスクを着用

インフルエンザが流行してきたら、人混みへの外出を控えましょう。1回のくしゃみで約200万個、せきで約10万個のウイルスが飛び散るといわれています。

やむを得ず外出する場合には、ある程度の飛沫を防ぐことができる不織布製マスクを着用しましょう。

？不織布製マスクって何

不織布とは、繊維あるいは糸等を織ったりせず、熱や化学的な作用によって接着させて布にしたものです。市販の家庭用マスクの約97%が不織布製マスクです。



□栄養と休養を十分取る

体の抵抗力を高めるために、十分な栄養とバランスのとれた栄養摂取を日ごろから心がけましょう。

□適度な温度と湿度を保つ

適度な湿度
ってどのくらい？

50～60%



ウイルスは低温、低温を好みます。また、空気が乾燥すると、のどの粘膜の防御機能が低下しウイルスに感染しやすくなります。加湿器などを使って適切な湿度に保ちましょう。

□まずは、外出後のうがいと手洗い

マスクを着用していれば、うがいは必要ない？

必要です



一番の予防は、うがいと手洗いです。外出先では、知らないうちにインフルエンザウイルスと接触している可能性があります。

手洗いは接触による感染を、うがいはのどの乾燥を防ぎます。「家に帰ったらまず、うがいと手洗い」を習慣づけましょう。

正しい手の洗い方



1 水で手をぬらし、石けんをつけてよく泡立てる



2 手のひらと甲を洗う



3 指の間を洗う



4 親指のまわりや手の側面も忘れずに！



5 爪・指先を洗う



6 手首を洗う

▼問合先

保健センター
☎ 77-3965



家族みんな病気になるたらどうしよう。
お金は大丈夫かな？



A 医療費が高くなっても、「高額療養費制度」があるので安心です。

医療機関や薬局の窓口で支払った1か月の金額(*1)が一定額を超えた場合、超えた金額が高額療養費として払い戻されます。支給対象となる世帯には、受診後3か月以降に**保険医療課から申請書を送付**しますので、**手続(*2)**してください。

*1 入院時の食事負担や差額ベッド代などは含みません。

*2 支給申請には領収書が必要ですので、必ず保管しておいてください。また申請は、診療を受けた月の翌月から2年間可能です。

1 自己負担の上限額は年齢や所得によって異なります

自己負担の上限額(自己負担限度額)は、加入者の年齢(70歳以上か未満か)及び所得水準によって分けられています。70歳以上の場合には、外来だけの上限額も設けられています。

各上限額は、申請書送付の際に同封している国保ハンドブック「こんなときどうする？お役立ち国保」をご参照ください。

2 入院や高額な通院治療のかたは…

入院や高額な通院治療となることがあらかじめ分かっている場合には、事前に保険医療課で「限度額適用認定証」の交付を申請してください。

この認定証を医療機関の窓口で提示することで、窓口での支払が自己負担限度額までとなり、一度に用意する費用が少なくて済みます。

*保険料の未納がある場合は交付できません。

*70歳以上で住民税課税世帯のかたは、「高齢受給者証」が「限度額適用認定証」の代わりになりますので、手続は不要です。(70歳以上で住民税非課税世帯のかたは手続が必要です。)



3 さらに負担を軽減する仕組みがあります

①同じ世帯で合算できます

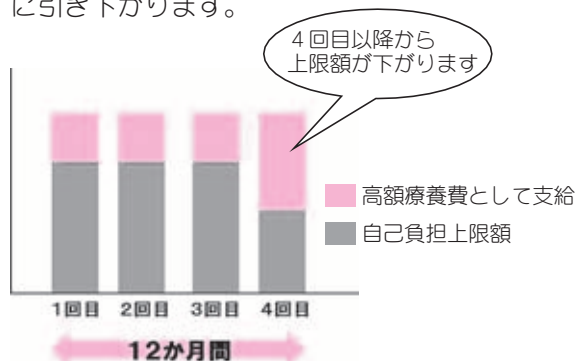
1人1回分の窓口負担では、高額療養費の支給対象とはならなくても、複数回の受診分や同じ世帯の国保加入者の分を1か月単位で合算することができます。

その合算額が一定額を超えた場合は、超えた金額を高額療養費として支給します。ただし、70歳未満のかたの分は、2万1千円以上の自己負担分のみ合算できます。



②支給が4回以上あるとき

過去12か月間に、すでに3回以上の支給を受けている場合、4回目以降の上限額がさらに引き下がります。





消防だより

消すまでは 出ない行かない 離れない

秋の火災予防週間

11月9日(金)～
15日(木)

火災が発生しやすい時季を迎えます。近年、高齢者を中心に住宅火災での死者数が増加傾向にあります。火災から命を守るために、住宅用火災警報器を設置するとともに、火の取り扱いに注意して、火災の予防に努めましょう。

運動期間中、次のことを実施します

- ▼一般家庭防火訪問 五位堂2～6丁目地区の各家庭を訪問し、防火のお話をします。
- ▼防火ポスター展示 小学生が描いたポスターをエコール・マミ北館に展示します。
- ▼防火パレードと街頭啓発活動 9日、香芝市・香芝市消防団・香芝・広陵消防組合・香芝警察署の共同で、防火啓発パレードを行うとともに、駅前では火災予防を呼びかけます。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す



4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる



11月9日は119番の日

119番の日は、国民の防災意識を高めるために、昭和62年に制定されました。火災・救急・救助などの緊急のための電話番号です。一人ひとりが119番を正しく使いましょう。

いざ、119番をかけるとき…

災害に直面したとき、人はどうしてもあわてるものですが、スムーズな通報が被害を最小限に抑える第一歩となります。

貴重な生命や財産などを失わないために、119番をかける前には一度深呼吸をして、落ち着いてください。

そして、電話がつながれば、通信指令室員の問いかけに正確に答えてください。



通報時に次のことを伝えましょう

1. 火事、救急、救助など、何の通報か
2. 場所(住所)はどこか
3. 現場付近で目標物(目印)になるもの
4. 何が燃えているかなど、どうしたのか
5. ケガ人や逃げ遅れた人の有無、病気やケガの症状
6. 通報した人の名前と電話番号

119番通報は、落ち着いて正確・簡素に

▼問合せ先

香芝・広陵消防組合

☎ 76-4119



感謝

田中文子さん

縁あって香芝に来て、早10年がたちました。まさか、ペンリレーが回ってくるなんて考えてもみませんでした。

大阪生まれ、大阪育ちの私は初めて香芝に来た時、緑の中を一両で走る電車を見て「のどかなところに来たなあ。」と思いました。また、夜の暗さと静けさに寂しさを感じました。今では虫の声を聞きながら床に就き、澄んだ空気の中、鳥のさえずりとともに起きる気持ち良さを感じています。田んぼで稲の成長を見て、畑の野菜で四季を感じ、子どもと一緒にたくさんのことを学ぶことができました。緑が多く、広い公園で2人の子ども達は思いっきり遊び、走ることができ、元気でたくましく日々成長しています。

一番かけがえのないものは人との出会いです。友達、人生の先輩の方々、子どもの先生、友達、友達のお母さん、近所の方々など、本当にたくさんの方々にお世話になり、たくさんのお話をいただきました。今の私たち家族があるのは、こうした人たちのおかげだと感謝の思いで一杯です。

これからも、悩みながら自分を磨き、この香芝で精一杯、楽しんでいきたいと思っています。

次回は鳥居さんにリレーされます。

ペンリレーは市民の皆さんに、日ごろ感じていること、体験したことなどを自由に書いていただくコーナーです。次回のかたは、執筆者からバトンタッチされます。

10月に入り、秋も深まってきました。食欲、スポーツ、読書の秋・・。秋にも色々ありますが、香芝市政にとっては、年度の上半期を終えた時期でもあります。お伝えしたいことが盛りだくさんで、今月号は、市政情報満載の「広報かしば」となりました。少し難しい話もありますが、どれもしっかりとお伝えしたい情報です。市民のみなさんに解りやすく情報を提供するために、今回はとても難関で苦戦しました。

しかし、とにかく広報紙は、いろいろな情報をお伝えしなければならぬと、今更ながら確信しました。まだまだ、修行中です。

(凛)

編集後記

人権4コマまんが

てんいち先生



「てんいち先生」の「てんいち」は、「毎月11日は人権を確かめあう日」の11(英語のテン「10」とイチ「1」)からネーミングされています。

香芝ふれあいフェスタ2012

11月4日(日) 開催!

舞台発表や模擬店など、大人から子どもまで楽しめるイベントがいっぱい!

みんな来てね☆



広報 かしば

平成24年10月22日/No.544

発行/香芝市役所 編集/秘書広報課

〒639-0292 奈良県香芝市本町1397番地
☎ 0745-76-2001(代表)

URL <http://www.city.kashiba.lg.jp/>
E-mail info@city.kashiba.lg.jp

時代の流れとともに移り変わるまち並みや、時を越えて受け継がれてきた変わらぬ風景など、古い写真を随時募集しています。みなさまのご提供をお待ちしています。

詳しくは、市役所秘書広報課までお問い合わせください。

☎ 76-2001 (内線304)



現在のようす

逢坂8丁目から東方向

昭和40年
(1965年)

畑山さん(下田西)提供



いにしえ
古のかしはへタイムスリップ
今昔アルバム

広告

広告

広告

広告